

無所属 西東京市議会議員

# 森てるおの なんでもりポート 第52号



2010年5月発行（隔月発行）

定期購読料：年間1,000円（送料含む）

編集：森てるお事務所 発行：森てるおと市民の目 西東京市中町2-8-13-102

電話：042-439-7023

FAX：042-439-7024

## 壊れた社会の再生を！

私の年来の考え方に「生活速度の2割削減」というものがあります。狭い日本そんなに急いでどこへ行く！というわけです。具体的には、現行8時間の基準労働時間を、6時間に短縮するのです。すると8時間労働には耐えられなかった人たち（障害者ほか）が労働人口の中に加われます。また、現在は短時間労働者としてパート扱いになっている人たちも正規のフルタイム労働者になります。

一方、これまで8時間労働を常態としてきた圧倒的多数の労働者は2時間の労働時間が軽減されてゆとりが生まれます。その時間を趣味に費やす人たちが大半でしょうか。またアルバイトに精を出す人たちも出てきます。その一部はボランティアの列に加わります。6時間労働制で労働者の列に加わった人たちを除いて、介護あるいは介助の対象者は減少しているので、十分すぎるほどのボランティアが確保できます。

介護保険での「介護の社会化」は介護の事業化でしかなく、介護の人材難を引き起こしています。介護の社会科に成功しているとは言えません。サービス残業を含む長時間労働や、派遣、臨時等の労働形態によって、食べるだけに必死人たちがこれだけいるのですから、介護サービスで食べていければ人材が集まります。そこにボランティアが加われば「介護の社会化」も一層進みます。

さて6時間労働に戻ります。私は1979年の養護学校義務化以降の障害者運動との関わり合いの中で、この考え方を持つに至ったのですが、いまさらながら、考え方の方向は間違っていなかったと感じています。もっとも、残念なことに、その頃から社会は私が考えていた方向とは180度反対の方向に進んでしまっています。

例えば、それまで乗っていた普通列車がいまや急行列車になってしまったようなものです。普通列車の速度を落とせば乗ることができた人たちがばかりか、いまや、それまで苦もなく普通列車に乗っていた人たちまで振り落とされてしまいました。多くの人たちは急行列車に乗り続けるために、つり革や手すりを固く握り締め、あるいはデッキにしがみついています。異様な光景だというしかありません。

驀進する急行列車のブレーキが壊れてしまったようなものです。どうすればいいのでしょうか。今となっては、速度を落とさせるのは不可能に近いことです。だとすれば、もっと多くの人たちがしがみつくのをやめ、固く握った手を緩めればいいのです。もっともっと多くの人々が暴走列車から降り、降りた人が多数を占める社会、降りた人が生き易い社会を作ればいいのです。成功によって得られる栄華を放棄しさえすれば、快いゆとりを謳歌できる生活ができます。よく言われるスローライフということです。

急行列車から降りれば貧しくなるのではなく、逆に豊かになるのだとすれば、降りる人が多数を占めるようになります。そこまで来れば、社会の意識が転換します

今はまだ多くの人々が「夢だ！」と思うことでしょう。しかし多くの人たちにとって、急行列車に乗り続けても未来はない、ということだけは間違いありません。急行列車を見送ったあとの社会をみんなで模索し、創造していこうではありませんか。きっと、今よりはるかに豊かな未来を見通せることになります。

## 住民投票制度の意義

最近、自治基本条例や議会基本条例といった、自治体のあり方を自ら定めようという動きが見受けられます。それ自体はたいへん結構な話なのですが、住民本位ではなく、行政本位、議会本位という限界があります。

自治基本条例ならば、本来、住民投票制度をどのように位置づけるかということが問われます。自治体に住民投票制度がないこと自体が、私から見ると異常にしか見えないのですが、選挙で市長や議員を選んだら選びっぱなし、きちんとしたチェックをしない市民の側にも責任があります。また、より以上に、選挙以外に有効な譴責方法がない状況にあぐらをかいて、市民をなめきった市長や議員の態度に問題があります。

市長や議会の決定を市民の過半数の賛成で覆することができる制度があれば、例えば、先年の報酬引き上げなどありえなかったのです。しかしながら、現状では最良の住民投票条例でさえ、「市長、議会はこれを尊重しなければならない」という規定にとどまっています。

市民が意思表示できるのは第一に公職の選挙、第二にリコール。リコール請求には有権者の3分の1の署名が必要であり、市民の側のハードルとしてはとてつもなく高いものです。

第三には有権者の50分の1で行なえる条例の制定、改廃についての直接請求があります。しかしハードルは低いものの、提案権は市長に、決定権は議会にあり、市民の権利というにはあまりにも惨めなものです。

事実、合併前の両市で起こった「合併の是非を問う住民投票条例」の直接請求では、市長は提案に当たって条例に反対の意見をつけ、議会の議論の中では「住民投票は議会の権能を侵す」という意見が多数を占め、あえなく否決されてしまいました。市民はこんなみすばらしい道具を持たされているにすぎません。

私は住民の10分の1くらいで住民投票ができるようにし、「市長はその結果を履行しなければならない」との規定をつけるくらいはしなければいけないと考えています。この場合の投票時期は「直近の選挙の時」と定めておけば、投票のための多大な出費も防げます。ただし、急を要する事態がないとはいえませんので、有権者の5分の1くらいで請求があった場合には「直ちに実施する」としておけばいいでしょう。

いずれにしても、市民が市長、議員の権限を越える決定権を持っていることが必要です。住民投票は市民主権を保障するものです。



## ○森てるおの活動記録 (2010年3月~4月)

※ 主なものを掲載しています。

3月

4月

- 1日 代表質問
- 2日 一般質問(~4日)
- 4日 3・2・6踏切工事説明会
- 5日 予算委員会(補正)
- 6日 スタッフ会議
- 7日 道路公害講演会
- 8日 駅周辺再開発等委員会
- 9日 議会運営委員会・本会議
- 11日 建設環境委員会
- 12日 予算委員会(当初予算:~30日)
- 30日 駅周辺再開発等委員会・本会議
- 31日 土地開発公社評議員会

- 3日 スタッフ会議
- 4日 拡声器42号作成、編集(~11日)
- 12日 拡声器42号入稿
- 13日 議会報編集委員会
- 15日 道路訴訟
- 16日 外来診察  
拡声器42号半量受取
- 17日 拡声器42号残部受取
- 19日 なんでもりポート作成(~23日)
- 22日 拡声器配布依頼(~23日)
- 24日 自治体学校(~25日)
- 26日 駅頭宣伝(~ )  
拡声器お届け
- 28日 ポスティング(~ )